

社会教育施設における画像等の商業利用に係る許諾取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県教育委員会が所管する社会教育施設（以下「施設」という。）が所蔵する作品や資料等の画像又は映像（以下「画像等」という。）の商業利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 本要領における画像等の商業利用とは、一般に販売する商品（無料配付であっても、商品の販売促進につながる品物を含む）及びパッケージ等のデザインの一部としての利用や、施設の建物等を背景とした商品のCM作成等における利用を指す。

ただし、施設にあるショップのみで販売する商品の作成に係る利用や報道関係（雑誌を含む）における利用を除く。

(画像等の商業利用に関する権利)

第2条 画像等の商業利用に関する一切の権利は、県に属する。

(利用できる画像等)

第3条 利用できる画像等は、次のいずれかとする。

(1) 施設から提供された画像等を利用する場合

(2) 申請者が撮影した画像等を利用する場合

なお、申請者が画像等を撮影する場合は、別紙「撮影に関する留意事項」の内容を遵守すること。

(3) 美術館、博物館が指定する資料及び作品については、施設が提供する画像を利用すること。

(利用の許諾の申請等)

第4条 画像等を商業的に利用しようとする者は、あらかじめ秋田県教育庁生涯学習課長（以下「生涯学習課長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾（以下「許諾」という。）を受けようとする者は、「商業利用申請書」（様式第1号）を生涯学習課長に提出しなければならない。

3 生涯学習課長は、許諾の申請をした者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(許諾の手続)

第5条 生涯学習課長は、申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県又は施設のPRに寄与すると認めるときに限り、許諾をするものとする。

2 生涯学習課長は許諾にあたり、画像等の利用方法等について、必要な条件を付することができる。

3 許諾の期間は、許諾の日から1年を超えないものとする。

4 許諾は、商業利用許諾書（様式第2号）によるものとする。

(許諾の制限)

第6条 生涯学習課長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
 - (2) 県の信用又は品位を害するおそれがある場合
 - (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
 - (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用されるおそれがある場合
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等に利用される場合
 - (6) 画像等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
 - (7) 県又は施設のイメージを損なうおそれがある場合
 - (8) 画像等の加工を行う場合
- ただし、商品製作のため加工が必要であると生涯学習課長が認めた場合を除く
- (9) その他、生涯学習課長が画像等の利用が適当でないと認める場合

2 生涯学習課長は、許諾を行わない場合は、商業利用不許諾通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(許諾を受けた者の遵守事項)

第7条 許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
 - (2) 許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 施設名及び資料等の名称を、許諾を受けた対象物件又は当該対象物件の包装等に明記すること。
 - (4) 校正段階において生涯学習課長の確認、了承を得た上で商品化すること。
- なお、許諾を受けて作製した成果物を、秋田県教育委員会及び当該の施設に各1部寄贈すること。
- (5) 生涯学習課長が行う売上調査及び照会に応じること。
 - (6) その他生涯学習課長の指示に従うこと。

(許諾内容の変更の申請)

第8条 利用者は、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ生涯学習課長の許諾を受けなければならない。

2 第3条(第1項を除く。)から前条までの規定は、前項の許諾(以下「変更の許諾」という。)について準用する。この場合において、第4条第2項中「商業利用申請書(様式第1号)」とあるのは「商業利用変更申請書(様式第4号)」と、第5条第4項中「商業利用許諾書(様式第2号)」とあるのは「商業利用変更許諾書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

3 変更の許諾をした場合の変更後の許諾期間は、変更前の許諾期間の終期までとする。

(許諾の取消し)

第9条 生涯学習課長は、利用者がこの要領又は許諾若しくは変更の許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾又は変更の許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害については、利用者がその責めを負うものとする。

2 前項の規定による許諾の取消しは、商業利用許諾取消書（様式第6号）によるものとする。

(利用料)

第10条 画像等の利用料は、無料とする。

(賠償責任等)

第11条 次に掲げる場合に生じた損害については、第9条第1項後段の規定を準用する。

(1) 生涯学習課長が許諾又は変更の許諾をしたことに起因し、利用者に損害が生じた場合

(2) 利用者が、利用者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合

(3) 利用者が、画像等の商業利用に際して県に損害を与えた場合

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、画像等の商業利用について必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。